

新旧対照表

「神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱」

※下線部が改正部分

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般住宅 条例第13条の規定に基づき、入居者の公募を行う住宅であって、次号に掲げるもの以外の住宅をいう。</p> <p>(2) 特定目的住宅 条例第13条の規定に基づき、入居者の公募を行う住宅であって、特別の住宅困窮事由のある入居申込者を優先的に入居させるための住宅をいう。</p> <p>(3) 配偶者 婚姻の届出をした者、及び婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。</p> <p>(4) <u>ライフパートナー等 「神戸市ライフパートナー制度実施要綱」に基づきライフパートナー宣誓書受領証の交付を受けた者、及び「兵庫県パートナーシップ制度実施要綱」に基づきパートナーシップ制度届出受理証明書の交付を受けた者をいう。</u></p> <p>(5) 同居親族 現に同居し、又は同</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般住宅 条例第13条の規定に基づき、入居者の公募を行う住宅であって、次号に掲げるもの以外の住宅をいう。</p> <p>(2) 特定目的住宅 条例第13条の規定に基づき、入居者の公募を行う住宅であって、特別の住宅困窮事由のある入居申込者を優先的に入居させるための住宅をいう。</p> <p>(3) 配偶者 婚姻の届出をした者、及び婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。</p> <p>(4) <u>ライフパートナー 「神戸市ライフパートナー制度実施要綱」に基づきライフパートナー宣誓書受領証の交付を受けた者をいう。</u></p> <p>(5) 同居親族 現に同居し、又は同</p>

居しようとする，入居申込者の配偶者又はライフパートナー等，ならびに入居申込者，配偶者又はライフパートナー等の3親等内の親族をいう。

(6)～(7) [略]

(特定目的住宅の種類及び入居者の選定基準)

第4条 本市における特定目的住宅の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。また，特定目的住宅の入居予定者等は，条例第5条第1項，第4項及び神戸市営住宅施行規則（昭和35年4月規則第9号）第5条に規定する条件を具備し，かつ次の各号に掲げる住宅の種類ごとの条件を具備するもののうちから選定するものとする。

(1) シルバーハイツ

ア 単身向 65歳以上の者で，ひとりで入居し，今後も同居しようとする親族がないこと。

イ 世帯向 65歳以上の者と，その同居親族で次のいずれかに該当する者のみからなる世帯

(ア) 配偶者（内縁を含む。）

(イ) ライフパートナー等

(ウ) 中度以上の障害者等

(エ) 65歳以上の者

居しようとする，入居申込者の配偶者又はライフパートナー，ならびに入居申込者，配偶者又はライフパートナーの3親等内の親族をいう。

(6)～(7) [略]

(特定目的住宅の種類及び入居者の選定基準)

第4条 本市における特定目的住宅の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。また，特定目的住宅の入居予定者等は，条例第5条第1項，第4項及び神戸市営住宅施行規則（昭和35年4月規則第9号）第5条に規定する条件を具備し，かつ次の各号に掲げる住宅の種類ごとの条件を具備するもののうちから選定するものとする。

(1) シルバーハイツ

ア 単身向 65歳以上の者で，ひとりで入居し，今後も同居しようとする親族がないこと。

イ 世帯向 65歳以上の者と，その同居親族で次のいずれかに該当する者のみからなる世帯

(ア) 配偶者（内縁を含む。）

(イ) ライフパートナー

(ウ) 中度以上の障害者等

(エ) 65歳以上の者

(2)～(3) [略]

(4) 母子・父子世帯向住宅 配偶者又はライフパートナー等のいない者で、現に20歳未満の子を扶養している世帯。ただし、婚姻によらないで父または母となった者は、18歳以上の者に限る。

(5)～(15) [略]

第5条～第6条【略】

(2)～(3) [略]

(4) 母子・父子世帯向住宅 配偶者又はライフパートナーのいない者で、現に20歳未満の子を扶養している世帯。ただし、婚姻によらないで父または母となった者は、18歳以上の者に限る。

(5)～(15) [略]

第5条～第6条【略】